

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	福井市 小浜市	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、母子家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	敦賀市 大野市 鯖江市 越前市 池田町 越前町	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)			食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	勝山市 南越前町 美浜町 おおい町	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	子ども	83	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	高浜町	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	福井市 小浜市	母子家庭等	81	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	敦賀市 大野市 勝山市 鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町 美浜町 おおい町	ひとり親家庭等	81	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	ひとり親家庭等	83	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	高浜町	ひとり親家庭等	81	・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	福井市	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳1級～3級の所持者 ・療育手帳A、Bの一部の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院)受給者(通院のみ) (中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	敦賀市 大野市 勝山市 鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町 美浜町	重度障害者(児)	82	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級以上の所持者 療育手帳B1以上の所持者 精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	小浜市	重度障害者(児)	82	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級以上の所持者及び療育手帳に医療費助成該当の記載のある方 身体障害者手帳4級の所持者 精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	重度障害者(児)	83	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級以上の所持者 療育手帳B1以上の所持者 精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	高浜町	重度障害者(児)	82	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級以上の所持者 療育手帳B1以上の所持者 精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	おおい町	重度障害者(児)	82	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳4級以上の所持者 療育手帳B2以上の所持者 精神障害者保健福祉手帳3級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	南越前町 (*)	子ども		80	<ul style="list-style-type: none"> *平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等
ひとり親家庭等			81	<ul style="list-style-type: none"> *平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
重度障害者(児)			82	<ul style="list-style-type: none"> *平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 身体障害者手帳3級以上の所持者 療育手帳B1以上の所持者 精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	おおい町 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 (婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は除く) (ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 *婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象) ・身体障害者手帳4級以上の所持者 ・療育手帳B2以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳3級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 *婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	勝山市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
	美浜町 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	大野市	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	敦賀市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳判定時に当該制度の認定を受けた療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
	越前市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	大野市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 (中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の親と子 ・一人暮らしの寡婦 (20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	鯖江市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	あわら市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
	永平寺町 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
	坂井市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	越前町 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ひとり親家庭の子(高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで))	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで))	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
	福井市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大する。 (母子家庭等医療→ひとり親家庭等医療) (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ひとり親家庭の子(高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで))	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)の者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	小浜市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) 高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで) ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		母子家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ひとり親家庭の子(高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで))	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで))	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
福井県	若狭町(*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→18歳年度末まで) 18歳年度末までの者 ※働いている方、結婚している方を含む	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分	
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→18歳年度末まで) ひとり親家庭の子(18歳年度末までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分	
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生まで→18歳年度末まで) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳年度末までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分	
	越前町	子ども	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・0歳から高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)※働いている方、結婚している方を含む	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分	
	越前町	子ども	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.113.4及び80.18.713.1】を廃止。 ※令和5年3月診療分までの取扱い。					令和5年3月診療分までの取扱い	
	越前市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分	
	鯖江市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分	
	越前市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.108.4及び80.18.708.1】を廃止。 ※令和5年3月診療分までの取扱い。					令和5年3月診療分までの取扱い	
鯖江市	子ども	80	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.106.8及び80.18.706.5】を廃止。 ※令和5年3月診療分までの取扱い。					令和5年3月診療分までの取扱い		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
福井県	福井市	子ども	80	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 (入院:500円/日→なし) (入院外:500円/月→なし) 高校生相当(満18歳になる年の年度末まで)までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年1月診療分	
	福井市	子ども	80	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.101.9及び80.18.701.6】を廃止。				令和6年12月診療分までの取扱い		
	敦賀市	子ども	80	* 子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定に伴い、実施機関番号「80181027」及び「80187024」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い		
	敦賀市	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。